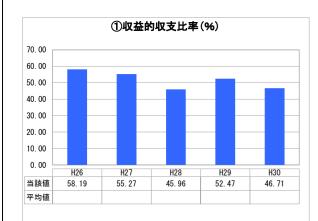
経営比較分析表(平成30年度決算)

大阪府 千早赤阪村

> 400 413 1 53, 100 1				
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
_	該当数値なし	76. 80	94. 08	2, 397

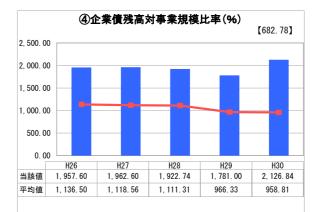
人口 (人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
5, 262	37. 30	141.07
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)

1. 経営の健全性・効率性





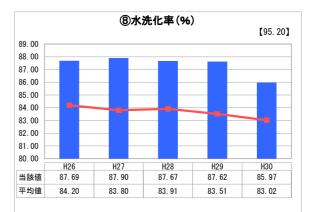








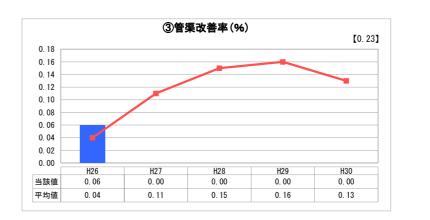




2. 老朽化の状況







グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 一 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本村の下水道事業は平成6年度から工事着手し、 平成9年度から供用を開始しました。下水道整備開 ついて、近隣市町に比べて遅れた事もあり、費を も直後から平成16年度までは、多額の事業費を発し と整備を進めました。その財源には企業債を充て いる事から地方債に係る償還金も年々増加し残高 事業特別と率については類似団体平均値、 業規模比率については類似団体を生費ので 業規模とでいます。では、 業別の借入額を減らしていました。 し、地方債の借入額を減らしていまり企業債残高が 年度は上水道管移設補償費の増により企業債残高が 増加しました。

平成30年度については、人口減少のため水洗化率及び経費回収率については低下し、類似団体平均値を下回っています。特に経費回収率については、他市町とともに流域下水道処理場で汚水の処理を行う事から処理場を管理・運営している大阪府への負担金などの維持管理経費が増加傾向にある事も要因の一つであると考えられます。

また、汚水処理原価についても他項目と同様に人口減少による有収水量の減少などの影響により、類似団体平均値を大きく上回っています。

水洗化率向上に向けた取組として、広報紙での啓発や未接続アンケートの実施、工事施工時に個別説明を継続的に行っています。

2. 老朽化の状況について

本村の下水道施設はほとんどは、整備後20年程度と比較的新しいため、開発団地から公共下水道へ引き継いだ施設について平成26年度に一部改築を行った以外、ほとんど改築等は行っていません。平成30年度は、開発団地から公共下水道へ引き継いだ施設について、不明水調査業務を実施しました。

全体総括

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

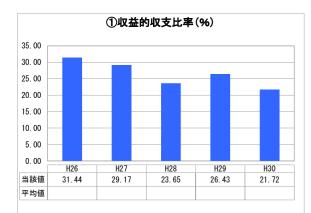
経営比較分析表(平成30年度決算)

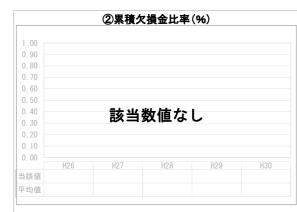
大阪府 千早赤阪村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0. 73	92. 21	2, 397

人口 (人)	面積 (km²)	人口密度(人/km²)
5, 262	37. 30	141.07
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)

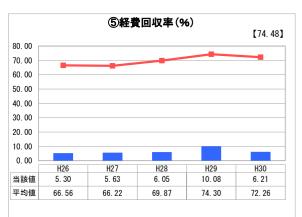
1. 経営の健全性・効率性

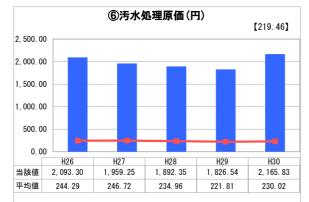


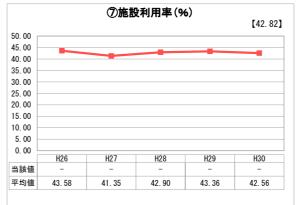






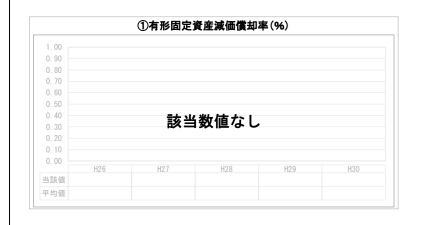




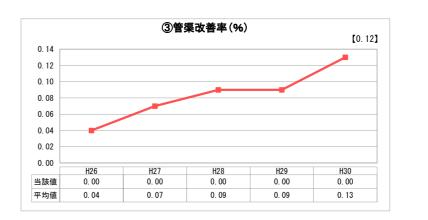




2. 老朽化の状況







グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 一 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本村の下水道事業は平成6年度から工事着手し、 平成9年度から供用を開始しましたが、当初下水道 整備について、全域特定環境保全公共下水道事業に より整備を開始し、その後一部区域を残して公共下 水道事業となりました。事業開始当時の企業債を特 定環境保全公共下水道事業会計において、現在も償 団体平均値を上回っており、汚水処理原価も高い状 況にあります。

また、当区域内の人口は少数のため収入も低く、 経費回収率は類似団体平均値より低い状況にあります。

2. 老朽化の状況について

本村の下水道施設のほとんどは、整備後20年程度と比較的新しいため、まだ改築等は行っていない状況にあります。

全体総括

本村の特定環境保全公共下水道事業は公共下水道事業導入前 に着手したもので、各々の区域が独立したものではなく、管渠 がつながった状態となるため、公共下水道と一体として取り扱 うものです。

よって特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道と同様に「事業費の抑制」「人件費の削減」などを行ってきましたが、人口減少に伴う使用料の減収、地方債償還金の増加などが要因となって、一般会計からの繰入金に依存する状態です。また、使用料の見直しの検討も必要ですが、現在設定している使用料は、他市町よりも高い料金設定です。これを見直すには、下水道事業の経営見通しの検討が必要であるため、令37年度に公営企業会計導入を検討した結果、令和2年度か37年で公営企業会計の適用及び経営戦略を策定する予定です。

本村における特定環境保全公共下水道事業は一部地域を除き すべて公共下水道事業となった経緯から類似団体との状況とは 異なるため、指標での単純比較は難しいと考えますが、今後も 引き続き、公共下水道事業会計と一体的な経営改善を行ってい きます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。